

答申個第107号

令和3年9月15日

京都市教育委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 北村 和生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

児童等への指導の記録等不存在による非開示決定事案

- 1 令和2年10月2日付け教指生第41号 (諮問個第256号)
- 2 令和2年10月2日付け教指生第42号 (諮問個第257号)
- 3 令和2年10月2日付け教指生第43号 (諮問個第258号)

1 審査会の結論

処分庁が行った各不存在による非開示決定処分はいずれも妥当である。

2 審査会における審議の方法

令和2年9月2日に提起された3件の審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は、未成年の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人である父、父本人及び母（以下、これら3名を合わせて「本件各審査請求人」という。）のそれぞれから提出があった、同一内容の個人情報開示請求（以下「本件各請求」という。）に対する各処分（いずれも不存在による非開示決定処分。以下「本件各処分」という。）について行われたものであり、また、本件各審査請求の内容も同様であることから、当審査会において、これらを併合して審議した。

3 本件各審査請求の経過

(1) 本件各審査請求人は、令和2年3月10日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項又は第2項の規定により、次の公文書の開示を請求した。

- ・ 京都市教育委員会はA月〇〇日に「△△小学校**教頭から「いじめの事実は確認されなかった。」と報告があった。」と連絡してきたにも関わらず、B月〇〇日には「いじめの重大事態として改めて調査する。」と電話連絡があった。A月〇〇日の判断を覆して、「いじめの重大事態」として調査することになった経緯、理由を示す△△小学校及び京都市教育委員会の記録等。

※ 上記以外の請求文書については、本件各審査請求においては争点とされていないため、記載を省略する（以下同じ）。

(2) 処分庁は、本件各請求に係る文書を保有していないため、本件各処分をし、令和2年6月9日付けでその旨及び理由を次のとおり本件各審査請求人に通知した。

- ・ 本事案は、保護者の申出を受け、いじめ防止対策推進法に基づく調査を開始している。本事案において、いじめ防止対策推進法に係る判断を覆したことはなく、請求に係る事実がないため。

(3) 本件各審査請求人は、令和2年9月2日に、本件各処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件各処分の取消しを求める審査請求をした。

4 本件各審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分取消しを求めるというものである。

5 処分庁の主張

弁明書及び当審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 「いじめの重大事態」について

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項は、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と定めている。審査請求人に係るいじめ事案（以下「本事案」という。）については、同項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（いじめの重大事態）として、学校を主体とした調査組織（いじめ対策委員会）を設置し、調査を実施している。

(2) 本件に係る事実経過

ア 「いじめの重大事態」調査開始までの経過

本事案は、〇〇年〇〇月〇〇日に、本件児童の保護者から、京都市教育委員会が事務局を務めている++に対して、本件児童と同じ学校に在籍し、++にも所属する児童2名（以下「関係児童」という。）から、嫌味やからかい等のいじめ行為を受けていると電話による相談があった。

相談を受け、++では、本件児童の在籍校である△△小学校にも情報提供するとともに、本件児童から聞き取りを行った。また、++や同校では関係児童などの様子を見守っていたが、本件児童は、関係児童からいじめが続いていることを理由に同年〇〇月〇〇日の++活動を欠席した。

こうした中、本件児童の保護者から同校に対して、〇〇年〇〇月〇〇日に、関係児童からのいじめ行為について訴えがあり、本件児童は当日学校を欠席した。これを受け、教育委員会と同校は、同校のいじめ対策委員会において関係者からの聞き取りなど、調査を進めることとした。

しかし、同月〇〇日に、本件児童の保護者から、本件児童の転校を検討している旨の連絡が同校にあり、さらに、同月〇〇日には、本件児童の保護者が来校し、##学校に転校することを学校に告げ、同月〇〇日付けで##学校に転校した。

上記調査の開始から間もなくの転校であったため、本件児童のいじめに関する事実関係が確認できていない状況であったが、このような転校という事態も踏まえ、本件児童の心

身及び財産に重大な被害が生じている「いじめの重大事態」に該当する疑いがあるとして、速やかに「いじめの重大事態」の調査を実施する旨の市長に対する報告を法第30条第1項に基づき行った。

イ 児童3人の話合い

その後、△△小学校や教育委員会は、関係児童やその保護者への聞き取りを行うとともに、〇〇年〇〇月〇〇日には同校教員が本件児童から聞き取りを行うなど、いじめの重大事態の調査を続けていたが、本件児童と関係児童及びその保護者の主張に食い違いがあり事実確認には至っていなかった。このような中で、本件児童及び関係児童の3人が夏休みを気持ちよく過ごすために、それぞれの保護者にも了解をいただき、同月〇〇日に同校教員立会いのもと、本件児童及び関係児童による三者の話合い（以下「話合い」という。）の場を設定した。この話合いにおいて、なぜ相手が嫌がるような行為を行ったのかについてお互いが話し合ったうえで、これから3人は、どのように関わっていくかについて話し合い、それぞれ納得した形で終了した。

しかし、話合いの後、本件児童は、本件児童の保護者に対し、話合いでの内容を撤回し、本件児童だけが自身の行為を関係児童に謝罪した、と訴えた。以後、教育委員会と同校は、本件児童と面会できていない。

ウ 話合いに関する本件児童の保護者への説明

話合いでは、「本件児童及び関係児童の間にトラブルがあったこと」、「お互いが嫌な思いをしていた」ことは、本件児童、関係児童の双方から具体的な話があったが、本件児童の保護者が主張する「不登校に追い込んだいき過ぎたからかい」は確認できなかった。

そのため、〇〇年A月〇〇日に、教育委員会から本件児童の保護者に、「話合いでは、「本件児童及び関係児童の間にトラブルがあったこと」、「お互いが嫌な思いをしていたこと」は、本件児童、関係児童の双方から具体的な話があったが、「不登校に追い込んだいき過ぎたからかい」は確認できなかった。」など、この段階での調査状況に基づく説明を行った。本件各審査請求人が、この時の電話の記録として提出されている資料の中で、当事者が「関係児童がいじめたかどうか、本当にいじめがあったのか事実が確認できなかった」旨を発言している記載があるが、これは、「不登校に追い込んだいき過ぎたからかい」について、「そこまでの事実が見当たらなかった」旨を説明した後に、本件児童の保護者から、本件児童が転校せざるを得なかった原因として、いじめの有無や影響を問いただす質問があったため、その返答として発言したものであり、本事案の調査結果として、「いじめの事実は確認されなかった。」と結論を出したものではない。

しかし、本件児童の保護者は当該説明について、審査請求書にあるように、教育委員会や△△小学校の説明を「お互いが嫌な思いをしたから（いじめではない）」と一旦結論づけたと理解されている。

なお、同年〇〇月〇〇日に△△小学校が本件児童の保護者に話合いについて説明した際、話合いの中で、「本件児童のみが謝罪し、関係児童は謝罪していないこと」等について強い

抗議があり、同校は本件児童への寄添いが不十分であったことを謝罪している。また、本件児童の保護者は、話し合いにおける同校教員の対応について、京都地方法務局人権擁護課に同年〇〇月頃に人権救済の申立てをされたが、人権侵犯の事実があったとまでは判断することができないとして、〇〇年〇〇月〇〇日に侵犯事実不明確の決定がなされている。

エ 本件児童の保護者による文部科学省への上申について

本件児童等への聞き取りや話し合いでは、事実確認に至らず、本事案の解消に向かえなかったことから、さらなる「いじめの重大事態」の調査継続のため、本件児童の保護者の要望も受け、〇〇年B月〇〇日に教育委員会は、本件児童の保護者に「いじめの重大事態」の調査として当事者以外の児童からも聞き取り調査を行うことを連絡した。

この連絡について、本件各審査請求人は「A月〇〇日に本件児童の保護者が文部科学省に上申したことによってA月〇〇日の「いじめはなかった」とした判断を覆してB月〇〇日に本件児童の保護者に「いじめの重大事態として調査する」と連絡してきた」と主張している。

しかし、同年A月〇〇日に本件児童の保護者が文部科学省に上申した内容及び上申を受けた文部科学省から教育委員会への伝達事項は、本件各請求における一部開示決定処分（令和2年6月16日付け京都市教育委員会指令第42-1号）で開示した公文書である「懇談内容（同年A月〇〇日）」の「3 面談内容（文科省より）」に記載されているが、本件各審査請求人が指摘するような事実はない。

よって、教育委員会が文部科学省からの指示や指導を受けて、本件児童の保護者に、「いじめはなかった」とした判断を覆したという事実はない。

オ 「いじめの重大事態」の調査の現状について

本件「いじめの重大事態」の調査については、〇〇年〇〇月中旬に△△小学校の□年生の全児童へのアンケート調査を行い、〇〇年〇〇月下旬にアンケートの結果に基づく関係児童への聞き取りも行っている。アンケート調査の結果については、同年〇〇月〇〇日に本件児童の保護者に説明を行い、現在、これまでに行った様々な調査の結果をまとめているところである。

(3) 本件各請求に係る文書が存在しないこと

上記5(2)で述べたとおり、本件については、法や「いじめの防止等のための基本的な方針」に則った「いじめの重大事態」の調査を〇〇年〇〇月から現在まで継続して進めている。

また、この調査における話し合いについて教育委員会から本件児童の保護者に行った説明は、本件児童に対する「不登校に追い込んだ「いき過ぎたからかい」があったことは確認できず、本件児童及び関係児童が「お互い嫌な思いをしていた」ことなど、この段階での調査状況に基づく認識について説明したものであり、「いじめの事実はない」と結論を出したものではない。

したがって、本件各請求の前提となっている、「教育委員会が本件事案について「いじめは

なかった」として判断した事実」はなく、本件各請求に係る文書も存在しないため、不存在とした。

(4) 以上のとおり、本件各処分は条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な点はない。

6 本件各審査請求人の主張

本件各審査請求に係る審査請求書及び反論書並びに法定代理人である父の口頭意見陳述によると、本件各審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 京都市教育委員会は、A月〇〇日に「△△小学校**教頭からいじめの事実は確認されなかったと報告があった」と本件児童の保護者に電話連絡をしてきた。それまでの経緯から、本件児童の保護者は、同月〇〇日に文部科学省に、本事案は「いじめの重大事態」であり、同校及び教育委員会がいじめ防止対策推進法に基づいた対応を取っていないことを上申した。その結果、教育委員会は、A月〇〇日には「いじめはない」と一旦結論付けたのであるが、文部科学省から連絡を受け、いじめの重大事態として改めて調査することになったとB月〇〇日に本件児童の保護者に連絡してきたのである。すなわち、いじめがないとした判断を覆したものである。

(2) これについては、以下のことから明らかである。

ア A月〇〇日の本件児童の保護者への架電報告について

(ア) 教育委員会は、〇〇年A月〇〇日に本件児童の保護者に対して「△△小学校の**教頭から、「不登校に追い込んだ行き過ぎたからかはいじめは確認できなかった。との口頭報告があった」と架電連絡している。この電話において、本件児童の保護者が何度も「本件はいじめの重大事態」ではないかと問うたのに対し、教育委員会はこれを否定した。

(イ) さらに、本件児童の保護者が教育委員会に対し「いじめの報告は伝言でいいのか。文書報告ではないのか。」と問うたところ、教育委員会は「いじめとして調査をして、いじめとして認定した場合は、文書であげることになっている。」等と発言している。したがって、この時点で教育委員会は本事案をいじめとして認定していないことは明らかである。

イ 「いじめの重大事態」調査開始までの経過について

(ア) 教育委員会側から本件児童の保護者に対して「いじめ重大事態」との発言が出たのは、〇〇年B月〇〇日に教育委員会から本件児童の保護者への架電報告が初めてである。

(イ) また、教育委員会が有する公文書で本事案が初めて「いじめの重大事態」として記録されたのは、令和元年12月11日付け京都市教育委員会指令第135号、第136号及び第137号で開示された「●●面談(△△小ホール)」の記録における教育委員会の「委員会は本件をいじめの重大事態だと認定している」との発言であり、この発言より

前に、△△小学校及び教育委員会において、本事案を「いじめの重大事態」であると判断し、調査を実施したことを証明する文書記録は存在していない。

(ウ) B月〇〇日の本件児童の保護者に対する架電連絡において教育委員会は、「実は先日、文部科学省の方から教育委員会の方に連絡がありまして」と証言していることから、教育委員会が文部科学省の助言を受けて、「いじめはなかった」と判断を覆し、本件児童の保護者に「いじめ重大事態として調査する」と連絡してきたことは明らかである。

(3) 以上のとおりであるにもかかわらず、処分庁（教育委員会）は、「本事案は、保護者の申し出を受け、いじめ防止対策推進法に基づく調査を開始している。本事案において、いじめ防止対策推進法に係る判断を覆したことはなく、請求に係る事実がないため」という理由で本件各処分を行った。これは、判断を覆したことがないのではなく、いじめ防止対策推進法に則った調査及び対応を実施せず、記録を残さない極めて不透明な意思決定過程で本事案を隠蔽しようとした事実を、公然と正当化しようとするものに他ならない。したがって、上記の理由による本件各処分は事実と全く異なり不法、不適である。

7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び本件各審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件各請求に係る文書について

本件各審査請求人が開示を求めている文書は、教育委員会が、A月〇〇日に本件児童の保護者に対し「△△小学校から「いじめの事実は確認されなかった。」と報告があった」と電話連絡をしたにもかかわらず、B月〇〇日には「いじめの重大事態として改めて調査する。」と連絡したことについて、A月〇〇日の判断を覆して「いじめの重大事態」として調査することになった経緯、理由を示す同校及び教育委員会の記録等であると認められる。

(2) 本件各処分について

ア 本件各審査請求の争点は、処分庁が上記(1)の文書を作成し、保有しているか否かであるから、当審査会は、この点について以下検討する。

イ 処分庁は、以下の理由から本件各請求に係る文書を保有していないと主張する。

(ア) 本事案は、「いじめの重大事態」として〇〇年〇〇月から現在まで調査を継続して進めている。

(イ) また、A月〇〇日に教育委員会から本件児童の保護者に行った説明は、この段階での調査状況に基づく認識について説明したものであり「いじめの事実はなかった。」と結論を出したものではない。

(ウ) したがって、本事案において判断を覆したことはなく、請求に係る事実がない。

ウ これに対して本件各審査請求人は、以下のとおり主張している。

- (ア) A月〇〇日の電話において、教育委員会は「△△小学校から「不登校に追い込んだ行き過ぎたからかいは確認できなかった」との口頭報告があった。」「いじめとして調査をして、いじめとして認定した場合は、文書であげることになっている。」等と発言しており、この時点で教育委員会は本事案をいじめとして認定していないことは明らかである。
- (イ) 教育委員会が本件児童の保護者に対して「いじめ重大事態」との発言をしたのはB月〇〇日が初めてであるし、それより前に、△△小学校及び教育委員会において本事案を「いじめ重大事態」とであると判断し、調査を実施したことを証明する文書記録は存在していない。

エ A月〇〇日の架電連絡において「処分庁がいじめの事実はなかったと結論付けた」と本件各審査請求人が認識していることに関して、当審査会が、諮問庁に対し当該架電連絡の目的及び具体的な内容について改めて確認したところ、次のような説明があった。

〇〇月〇〇日の本件児童と関係児童の3人での話合いから確認できた内容について、本件児童の保護者に対し△△小学校から説明を行ったが納得していただけなかったため、改めて教育委員会から説明を行うこととしたものである。具体的には、この話合いで確認できた内容として、いき過ぎたからかいはなかったこと、お互いがお互いの行為について嫌な思いをしていたこと、受ける側が嫌な思いをしているという意味ではいじめに該当することを本件児童の保護者に対し説明した。

オ 諮問庁に確認した上記の内容に加え、当審査会において、本件各審査請求人が審査請求書に添付した資料（A月〇〇日及びB月〇〇日の架電内容をそれぞれ文字起こししたもの）を見分したところによると、A月〇〇日の架電連絡における処分庁の説明内容は、本件児童の保護者に「いじめの事実がなかった」と一旦は結論付けたような印象を抱かせたとしなくても無理はないものであったと考えられる。

しかしながら、当審査会は、本件各請求内容を満たす公文書が存在するか否かを判断するものであるところ、3人の児童の話合いで得た処分庁のA月〇〇日時点における「いじめ重大事態」の有無に係る心証がどうであったかはともかく、その時点では判断を結論付けずに調査を続けているとする処分庁の主張には特に不合理な点はなく、したがって、本件各請求内容を満たす公文書が存在しないとしても不自然ではないと判断する。

また、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したところ、他に本件各請求の対象とすべき公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

令和2年10月 2日 諮問

11月 2日 諮問庁からの弁明書の提出

12月 7日 審査請求人からの反論書の提出

令和3年 7月 8日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第3回会議）

8月18日 審査請求人の口頭意見陳述（令和3年度第4回会議）

9月15日 審議（令和3年度第5回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）